

「平成20年度予算の編成等に関する建議」 について

主計局調査課課長補佐 村上 剛一

はじめに

去る11月19日、財政制度等審議会（会長：西室泰三（株）東京証券取引所グループ取締役会長兼代表執行役。以下「審議会」という。）において、「平成20年度予算の編成等に関する建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられ、額賀福志郎財務大臣に手交された。

建議そのものは、財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseiseido/tosin/zaiseia191119/zaiseia191119.htm>）において全文が掲載されているが、西室会長は、建議を額賀財務大臣に手交した後の記者会見において、「今回は、私どもとしては、『はじめに』から『総論』の部分で、これから先の財審としての姿勢をはっきり鮮明にしたということだろうと思います。」と述べている。本稿においては、誌面が限られていることもあり、建議が取りまとめられるまでの審議の経緯の紹介をさせていただくとともに、必要に応じて建議冒頭の「はじめに」に触れつつ、「総論」部分の紹介をさせていただくこととしたい。

なお、本稿の最後2ページを割いて建議のポイントを掲載させていただいているが、「社会

保障」、「地方財政」等の「各論」に係るエッセンスについては、当該ポイントを参照願いたい。

「建議」取りまとめまでの経緯

財政制度等審議会は、国の予算・決算等に関する重要事項を調査審議し、財務大臣に意見を述べることを役割としており、例年、春（6月）と秋（11月）に、翌年度の予算編成等に向けて、有識者としての意見を「建議」という形で財務大臣に提出している。秋の審議においては、8月末に提出された各府省からの概算要求を踏まえ、翌年度予算編成に向けて焦点となる各分野の課題について審議が行われるのが通例である。

本年秋の審議は、9月12日からスタートした。当日は、後述する「6月建議」での指摘を踏まえ、高齢化の進展などの将来の人口の見通しを踏まえた中長期的な観点から、財政のあるべき姿を念頭に置いて、長期的な推計を用いた分析を行い、議論すべきとの意見が多く出された。このため、9月12日の審議会の場において、西室会長から、起草検討委員（岩崎慶市委員（株）産業経済新聞社論説副委員長）、田近栄

治委員（国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院教授）、富田俊基委員（中央大学法学部教授）に、財政の持続可能性について長期的な分析を行うことが依頼された（その分析結果は、10月26日の財政構造改革部会において富田委員から説明がなされ、建議「総論」の中でいかされることとなった。）。

その後、財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会において、10月12日から11月5日にかけて、各論について、

- 10月12日 文教・科学技術、地方財政
 - 10月17日 農林水産、防衛、治安
 - 10月22日 公共事業、政府開発援助、エネルギー対策、中小企業対策、地方財政（2回目）
 - 10月26日 公務員人件費、国土交通・環境、財政の持続可能性についての分析
 - 11月5日 社会保障
- と、駆け足ではあるが集中的かつ濃密な審議が行われた。

そして、同部会において11月12日と11月16日に、建議草案についての闊達な議論が行われ、11月19日の財政制度等審議会財政制度分科会において最終的な取りまとめが行われた。

「建議（総論）」の内容

昨年同様、建議の本文は、財政健全化の必要性・基本的考え方等を整理した「総論」と、社会保障や地方財政を始めとした各分野の平成20年度予算の編成に係る諸問題を整理した「各論」の二部構成となっている。

今回の建議において特筆すべき点の一つとしては、これら本文の前に置かれる「はじめに」

について、各委員から活発な議論がなされた点である。「はじめに」の中では、「最近の状況をかんがみると、様々な分野で、歳出圧力が増大してきており、それにより財政規律に緩みが生じかねず、市場の信認を損ないかねない状況となっている。」との一文が盛り込まれており、各委員の間で、歳出圧力の増大といった状況認識が概ね共有されていたことが明確に表れている文章ではないかと考えている。

「総論」―「1. 財政健全化の必要性」

(1) 財政の現状と課題

「総論」は、「1. 財政健全化の必要性」、「2. 財政健全化の基本的考え方」及び「3. 歳出改革に向けた基本的考え方」の3つに分かれている。

「1. 財政健全化の必要性」については、更に「(1) 財政の現状と課題」と「(2) 財政の持続可能性」の2つに分かれているが、そのうち「(1) 財政の現状と課題」においては、まず、我が国財政の現状についての指摘がなされている。建議においては、

「我が国財政は、バブル経済の崩壊以降、1990年代を通じて、累次の経済対策の実施や、急速な高齢化に伴う経費の増大等によって、歳出規模が急増する一方、景気の低迷や減税によって税収が落ち込んでいた。近年の歳出削減努力や、景気回復などを背景とした税収の増加を受け、国債発行額は縮減しつつあるが、それでも新規国債発行額は平成19年度予算ベース（一般会計）で25兆円を超える極めて高い水準にあり、歳入の3割以上を国債発行に依存している。」

と平成19年度予算においても、引き続き、大幅な財政赤字が生じている状況を指摘している。

そして、

「今年度末において、我が国の普通国債残高は547兆円、国と地方を合わせた長期債務残高は773兆円、対GDP比で148%になると見込まれており、我が国の財政事情は、主要先進国の中で突出して最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況にあることに何ら変わりはない。」

と累積する債務の現状についても指摘している。

その上で、

「このように、我が国は、…経済面では、バブル崩壊や金融危機への対応に追われる異常な局面を脱し、正常な状態を回復してきたが、財政面では、景気の拡大が続き、税収が増加する中においても、なお大幅な財政赤字が生じ、大きな負担を将来世代に先送りするといった異常な状態が続いている。」

との認識を示している。

続いて、我が国財政の課題についての指摘がなされている。建議においては、

「現在までのところ、我が国においては、金利は低水準で推移しているが、債務残高が膨大になっている現状では、金利上昇に伴う利払費の増加圧力は極めて大きく、我が国財政は、金利上昇等に脆弱な体質となっている。また、平成18年5月に厚生労働省が作成した『社会保障の給付と負担の見通し』によると、我が国は、中長期的には、平成18年度（2006年度）から平成37年度（2025年度）にかけて、国民所得は約1.4倍に増大する見込みとなっている一方で、社会保障給付費は90兆円から141兆円と約1.6倍に増大する見込みとなっており、そのための安定的な財源をいかに確保していくかなど、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大等の難題にも直面している。」

と指摘した上で、

「このような状況の下、今後、更なる少子高齢化が進展する中で将来世代への負担の先送りとならないようにするとともに、金利の急激な上昇等を通じて国民経済に悪影響を及ぼさない財政運営を行っていく必要があり、経済成長を維持しながら財政健全化を図るべきである。…

『6月建議』…でも指摘したとおり、財政健全化は最大の成長政策の一つと言える。そのため、大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組むべきであり、歳出・歳入一体改革に全力を挙げて取り組むことが必要である。」

と財政健全化が喫緊の課題であることを明確に指摘している。

(2) 財政の持続可能性

人口の高齢化は、主要先進国共通の課題であり、多くの主要先進国において、将来の人口の見通しを踏まえた長期にわたる財政の推計が行われている。このため、先述のとおり、「6月建議」においては、こうした諸外国における財政の長期推計の取組も参考にしつつ、高齢化に伴う社会保障支出の増加を踏まえた財政のあるべき姿を念頭に置く必要がある旨の指摘がなされていた。

このような「6月建議」で示された問題意識の下、審議会においては、起草検討委員が、EU委員会が加盟各国に適用しているものと同様の推計手法を用い、我が国財政の持続可能性について分析を行い審議を行った。その結果が、「(2)財政の持続可能性」として取りまとめられている。この財政の持続可能性に係る分析は、今回の建議のポイントの一つであり、建議冒頭の「はじめに」においても

「人口の高齢化に伴い社会保障支出が急増することが見込まれるため、当審議会としては、

高齢化の進展などの将来の人口の見通しを踏まえた中長期的な観点からの財政のあるべき姿を念頭に置き、我が国財政の持続可能性を確保していくことが不可欠と考える。」

と述べている。

この分析について、建議においては、

「(起草検討委員による) 分析においては、今後何らの収支改善努力を行わない場合、国・地方合計のプライマリー・バランスは、2007年度の対 GDP 比▲0.9%から、2050年度には▲4.5%程度にまで悪化すると見込まれ、また、その悪化に伴い、公債等残高は、2007年度末の142%から、2050年度末には399%程度にまで達すると見込まれる。このうち、普通国債等残高は、2007年度末の109%から、2050年度末には371%程度になると見込まれ、その大部分を占めることとなる。」

と指摘しており、今後、現在の歳出・歳入構造を放置すれば、債務残高が累積的に膨らんでいき、我が国財政、特に国の財政はいずれ持続不可能になるという分析結果が示されている。

次に、

「2050年度における公債等残高対 GDP 比を、例えば EU における通貨統合の条件であるマーストリヒト条約の収斂基準（対 GDP 比60%）の水準にとどめるためには、2007年度時点において、対 GDP 比で国・地方合わせて5.5%程度の恒久的な収支改善が必要となる。また、収支改善のための取組を2007年度ではなく、5年後の2012年度において行うとすれば、2050年度における公債等残高対 GDP 比を60%の水準にとどめるために必要な収支改善幅は6.2%程度へと拡大し、0.7%程度の追加的な収支改善幅が必要となる。これに対し、『基本方針2006』で示された最大規模の歳出削減（14.3兆円）を

実施し、かつ、高成長で移行することにより、2011年度に国・地方のプライマリー・バランスが均衡することを想定した場合であっても、2007年度時点において必要となる収支改善幅は4.1%程度となり、依然として相当な収支改善努力が求められる。」

と指摘しており、2050年度の公債等残高対 GDP 比を一定の水準まで引き下げるためには、なお国・地方合計で相当程度の収支改善が必要である旨が示されている。

これらの分析結果について、更に建議においては、

「EU 長期推計においては、加盟各国が掲げている中期的な財政健全化政策を反映した場合に必要な各国の収支改善幅は、概ねゼロ、もしくは大幅に低下する結果となっている。こうした EU 加盟各国との比較においても、EU 加盟各国は財政健全化の取組により財政の持続可能性が確保されるのに対し、我が国が今後取り組むべき改革の道程は険しく、プライマリー・バランスの黒字化はその一里塚でしかない」

と指摘している。

このように、我が国財政の持続可能性を維持するためには、なお一層の収支改善努力を早期に行う必要があることが明らかにされているところである。

「総論」―「2. 財政健全化の基本的考え方」

現在、政府においては、まずは、2011年度までに、国と地方を合わせたプライマリー・バランスを確実に黒字化し、さらに、2010年代半ばに向け債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げることにしている。このような政府の財政健全

化目標を踏まえ、「2. 財政健全化の基本的考え方」においては、審議会としての考え方が取りまとめられている。

建議においては、

「2011年度までにプライマリー・バランスを黒字化するとの目標の達成については、経済財政諮問会議において、進捗状況の点検を行っているところ、本年10月に同会議へ提出された試算によると、『基本方針2006』で示された最大規模の歳出削減（14.3兆円）を実施し、かつ、名目成長率が4%近くにまで上昇するといった場合に、ようやく実現するかどうかというレベルにあり、とても楽観できる状況にはない。また、その場合であっても、プライマリー・バランスの対GDP比は、国▲1.4%、地方1.4%、合計0.0%というものであり、国の財政には、依然として大きな不均衡が残ると試算されている。」

と指摘しており、最も好条件がそろった場合であっても、当面の財政健全化目標の達成は楽観視できない旨が示されている。そして、その対処方針としては、

「『基本方針2006』等において示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施する必要がある。その際、平成21年度（2009年度）までに、所要の安定的な財源を確保した上で、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることが法律（平成16年年金改正法附則第16条）で定められていることも踏まえる必要がある。」

と指摘している。

その上で、建議冒頭の「はじめに」において、「まずは、『基本方針2006』で示された5年間の歳出改革を着実かつ計画的に実施することなどにより、国と地方を合わせたプライマリー・バ

ランスの確実な黒字化を達成しなければならない。さらに、大事なことは、膨大な債務残高の対GDP比を安定的に引き下げていくための取組を進めていくことである。」

とされているとおり、今回の建議の重要なポイントが指摘されている。具体的には、建議本文において、

「プライマリー・バランスが均衡した場合であっても、利払費を含めた財政収支の赤字は依然として残り、過去に発行された国債の元利払いは、そのまま将来世代の負担に先送りされることになる。また、債務残高そのものは利払費分だけ増加するため、我が国財政は、金利の上昇等に対し脆弱な状態が継続する。」

との問題認識の下、

「2010年代半ばに向けては、プライマリー・バランスの黒字化を達成した後も、国・地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保するとともに、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを確保する必要がある。その際、他の主要先進国においては、プライマリー・バランスだけではなく、利払費を含めた財政収支の均衡を財政健全化目標としていることも踏まえ、我が国においても、利払費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさない財政構造にしていくよう検討を行っていくことが必要である。あわせて、社会保障制度の持続可能性・安定性を確保する観点から、少子高齢化に伴い中長期的に増大することが見込まれる社会保障給付費のための安定的な財源の確保が必要である。」

と指摘している。

そして、これらの財政健全化の基本的考え方を総括する形で、建議においては、

「このような認識の下、財政健全化に向け、歳出面においては、引き続き歳出改革を徹底し、一層の削減努力を行うとともに、歳入面においては、国民共通の課題として、今後、早急に、本格的な議論を進め、消費税を含む抜本的な税制改革を実現させるべく、取り組んでいく必要があると考える。」

との考えを示している。財政制度等審議会の建議においては、これまで、「消費税」を含めた歳入改革について具体的に言及することはできる限り避けられてきたが、財政事情が主要先進国の中で最悪の水準にあり、社会保障などの負担増に対応した安定的な財源の確保が求められ、歳出・歳入一体改革の確実な実施が喫緊の課題とされている今日の状況を踏まえ、あえて、歳入面における消費税を含めた抜本的な税制改革の必要性について、その考え方を財政制度等審議会の「建議」という形で述べられたものと考えている。

おわりに

このような財政健全化の必要性・基本的考え方を踏まえ、平成20年度予算について、建議においては、総論の「3. 歳出改革に向けた基本的考え方」の中で、

「平成20年度予算は、『基本方針2006』で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を始めとして、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、最大限の削減を行うべきである。」

と指摘している。ここでも、建議冒頭の「はじ

めに」において示された歳出圧力の増大といった状況認識が繰り返し示されている。その上で、「各論」において、「社会保障」、「地方財政」、「公務員人件費」、「公共事業」、「国土交通」、「環境」、「文教・科学技術」、「防衛」、「政府開発援助等」、「農林水産」、「エネルギー対策」、「中小企業対策」、「治安対策」といったあらゆる分野にわたっての平成20年度予算における削減方策について提言がなされている。

本稿の最後に、この建議に対する額賀財務大臣の発言として、建議が手交された際の挨拶と、11月26日の経済財政諮問会議において建議の概要を説明した後の発言を紹介させていただきたい。本稿が、より多くの人に建議の内容に触れていただき、財政健全化の必要性・基本的考え方や、平成20年度予算の考え方・今後の課題等について理解を深めていただく一助となれば幸いである（本文中、直接の引用部分以外は、筆者の個人的見解であることを御容赦願いたい。）。

○11月19日財政制度等審議会財政制度分科会における額賀財務大臣挨拶（抜粋）

「最近の状況をかながみますと、様々な分野で歳出圧力が増大しております。このようなときこそ、国民の理解を得つつ、財政健全化を進めることが必要であると思います。そのため、引き続き歳出改革を徹底し、最大限の歳出削減を行う必要があると考えております。福田政権においても『歳出・歳入一体改革をさらに進める』との方針が掲げられておりまして、平成20年度は、『基本方針2006』で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であると思っております。」「頂いた『建議』の内容を踏まえまして、あらゆる分野における歳出削減

等に取り組み、メリハリの効いた予算編成を行うことにより、財政健全化のために最大限の努力をしてまいりたいと思っております。」

○11月26日経済財政諮問会議における額賀財務大臣発言（抜粋）

（平成20年度予算編成について）『基本方針2006』の枠組みを崩すことなく、この建議の内容も踏まえて、あらゆる分野において歳出改革を行い、メリハリの効いた予算とすべく取り組むとともに、これまでの財政健全化の努力を継続していきたい。」



建議の手交を受けた後、挨拶する額賀財務大臣（11月19日）

平成20年度予算の編成等に関する 建議のポイント

財政制度等審議会（平成19年11月19日）

総 論

1. 財政健全化の必要性

- 我が国財政は、主要先進国の中で突出して最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況。債務残高が膨大となっている現状では金利上昇等に脆弱な体質。また、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大等の難題にも直面。
【2007年度末 国・地方合計の長期債務残高：773兆円（対GDP比148%）】
- 更なる少子高齢化が進展する中で将来世代への負担の先送りとならないようにするとともに、金利の急激な上昇等を通じて国民経済に悪影響を及ぼさない財政運営を行う必要。大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組むべき。
- 当審議会の起草検討委員が、EU委員会と同様の推計手法を用い、中長期的な観点から、我が国財政の持続可能性について分析。分析結果によると、我が国財政の持続可能性を維持するためには、なお一層の収支改善努力を早期に行う必要。

【分析結果】

- ・ 現在の歳出・歳入構造を放置すれば、2050年度には、国・地方合計のプライマリー・バランスは対GDP比▲4.5%程度まで悪化（2007年度：▲0.9%）、公債等残高は対GDP比399%程度にまで達する見込み（2007年度末：142%）。
- ・ 2050年度の公債等残高対GDP比を一定の水準まで引き下げるためには、「基本方針2006」における最大規模の歳出削減（14.3兆円）を行うこと等により、2011年度にプライマリー・バランスが黒字化した場合においても、なお国・地方合計で相当程度の収支改善が必要。その収支改善の取組の実施が遅れば遅れるほど、追加的な収支改善幅（遅延コスト）が必要。

2. 財政健全化の基本的考え方

- 2011年度までにプライマリー・バランスを黒字化すると目標の達成については、とても楽観はできない状況。したがって、「基本方針2006」等において示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施する必要。
- さらに、2010年代半ばに向け債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを確保する必要。その際、利払費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさない財政構造にしていこう検討を行うべき。
- 財政健全化に向け、歳出面では、引き続き歳出改革を徹底し、一層の削減努力を行い、歳入面では、国民共通の課題として、本格的な議論を進め、消費税を含む抜本的な税制改革を実現させるべく取り組んでいく必要があると思料。

3. 歳出改革に向けた基本的考え方

- 平成20年度予算は、「基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を始めとして、最大限の削減を行うべき。
- このため、歳出の内容全般を徹底して見直す必要。決してばらまきによることなく、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、メリハリの効いた予算編成とすべき。

各 論

1. 社会保障

- ・ 社会保障制度が経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、今後とも給付と負担の見直しに取り組む必要。
特に、将来世代の負担増の抑制や世代間の公平の確保を図るため、給付の抑制に加え、負担の先送りを早急に止める必要。
- ・ 医療については、国民負担の軽減や公平の観点から、診療報酬・薬価等の見直し、後発医薬品の使用促進、被用者保険間の財政調整をはじめ、聖域を設けることなく改革に取り組む必要。
- ・ 年金については、基礎年金国庫負担割合の引上げに当たっては、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、具体的な安定財源(税財源)の確保が不可欠。
- ・ 少子化対策については、仕事と家庭の両立支援など真に効果的なものに重点化。財源の手当なく安易に財政支出を拡大することは厳に慎むべき。

2. 地方財政

- ・ 平成20年度予算でも「基本方針2006」に則って最大限の削減を行い、地方歳出を厳しく抑制していく必要。
- ・ 三位一体改革以降、地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額は増加。「地方の窮状」は地方税等の一般財源の地域間格差の問題。
- ・ 地方法人二税の分割基準は企業活動の構造変化に十分対応できていない。地方法人二税を地方の共同財源として再配分するなどにより、経済規模と税収ができるだけ乖離しない仕組みとすべき。
- ・ 消費税は世代間の公平を確保しつつ社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要。地域間格差は正の観点のみから消費税の在り方を検討すべきでない。

3. 公務員人件費

- ・ 極めて深刻な財政事情の下、歳出・歳入一体改革に取り組むため、まず政府自らが公務員人件費の改革を実行することが不可欠であり、国・地方を通じ、これまでの改革を緩めることがあってはならない。
- ・ 国家公務員の定員について、5年間で5.7%の純減目標に向けて、所要の純減を確保する必要。
- ・ 給与について、本年は人事院勧告の実施を10年ぶりに一部見送り。人事院に対しては、民間給与をより一層反映するための更なる方策について検討を行うよう要請。
- ・ 職責、学歴、年齢構成に加え級別職員構成を勘案して比較した場合、地方公務員の人件費は国家公務員よりも高額。給与水準のみならず級別職員構成の歪みを是正し、地方の人件費総額を適正化すべき。
- ・ 国家公務員や民間企業と比べて極めて高い技能労務職の給与について、地域の民間給与を適切に反映し、地方財政計画のみならず実際の支給額も引き下げるべき。

4. 公共事業

- ・ 一層の重点化・効率化により、削減目標を達成。
- ・ 入札改革、コスト削減により、公共事業に対する信頼性の確保・効率化の徹底。
- ・ 道路特定財源については、税率の維持が不可欠であり、年度末までに「道路特定財源の見直しに関する具体策」に沿った改革を確実に実現すべき。

5. 国土交通

- ・ 海上保安庁の船艇・航空機の整備に当たり、コスト低減の徹底、真に必要な性の高いものに絞り込むべき。

6. 環境

- ・ 京都議定書の目標達成に向けては、規制、経済的手法、自主的取組等を基本にすえた効果的な政策手段が用いられるべき。

7. 文教・科学技術

- ・ 義務教育に係る教職員定数の削減目標の達成、教員給与の優遇分の見直し、国立大学法人運営費交付金・私学助成の削減、奨学金事業の回収強化・上限金利の見直しが必要。
- ・ 科学技術予算については量的拡大より成果の実現を重視すべき。投資効果の国民への説明、不正対策の実効性検証、独法の効率化等が必要。

8. 防衛

- ・ 装備品調達競争性の確保、具体的なコスト削減達成目標の設定、ライフサイクルコストの検証。
- ・ 米軍駐留経費負担の見直し及び人件費改革(自衛官の実員の純減など)。

9. 政府開発援助(ODA)等

- ・ 円借款の活用等によりODA事業量は確保しつつ、予算については引き続き削減。ODA事業の効率性、透明性の確保が必要。
- ・ 外務省の大幅な定員増、新規在外公館の要求について厳格に対応。既存公館の整理合理化・コンパクト化等を促進。

10. 農林水産

- ・ 品目横断的経営安定対策等の農政改革において、支援対象の重点化・集中化の基本的な方向性を堅持すべき。
- ・ 農地制度改革において、農地の面的集積、多様な主体による農業への参入を促進すべき。

11. エネルギー対策

- ・ 特別会計の歳出水準を厳しく見直し、原則、歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとすべく、改革に早急に取り組むべき。
- ・ エネルギー需給の逼迫や地球温暖化対策など様々な政策課題に対応するためにも、従来にも増して徹底した予算のメリハリ付けが不可欠。

12. 中小企業対策

- ・ 信用保険制度は、責任共有制度の実施、定着とともに、収支改善に向けた一層の取組など、幅広く検討すべき。
- ・ 委託費・補助金等の政策的経費は、施策を不断に見直す必要。

13. 治安

- ・ 捜査、矯正、保護の各段階を通じた切れ目ない対策による効率的かつ効果的な治安体制作り。
- ・ 就労支援の拡充等を通じた再犯防止への取組。